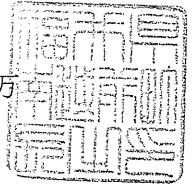


南越前町告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月22日

南越前町長 川野 順 万



次の区域を東大道35字舞頃に編入する。

大字	字	地番
関ヶ鼻	1字中道北	100から102まで 109から115まで

次の区域を東大道36字鶉沢に編入する。

大字	字	地番
関ヶ鼻	1字中道北	103の1から103の7まで 104から108まで